

(会ろ-12-B)

令和4年11月28日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局経理局総務課長 松川充康

最高裁判所事務総局経理局主計課長 真鍋浩之

最高裁判所事務総局経理局管理課長 市川陽一

冬季の省エネルギーの取組について（事務連絡）

6月29日付け当職ら事務連絡「エネルギー価格の上昇に伴う各種取組について」でも触れたとおり、現在、経理局では物件費の最適化に向けた取組を進めておりますが、この取組は職員の執務環境等の整備を前提とした上で進めるべきものであり、この点は、昨今の国際情勢に起因するエネルギー価格上昇の局面においても変わることはありません。また、原油等のエネルギー価格の上昇に伴う光熱水料の高騰が続いているますが、経理局においては、必要な予算確保に向けた対応を継続しているところであり、夏季に引き続き、職員の執務環境等の維持につき御配慮いただきとともに、光熱水料の過度な抑制を目的とした空調の間引き運転等を行うことのないよう、よろしくお願ひいたします。

冬季の省エネルギーの取組については、「冬季の省エネルギーの取組について」（別添）のとおり省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議の決定があり、エネルギーの安定供給をめぐる課題は複雑化・深刻化しており、更なる省エネルギーの取組が必要とされています。裁判所も国家機関の一つとして従前からこの取組に協力しているところ、国内外のエネルギーをめぐる情勢変化に伴い電力需給が厳

しい状況にあることを踏まえると、省エネルギーに向けた取組は重要といえます。

もっとも、この取組は、職員の執務環境の整備を前提とした上で行うべきものであり、各庁におかれでは、現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に向けた取組も踏まえつつ、今冬の省エネルギーへの取組をご検討いただきますようお願いいいたします。

なお、具体的な節電の取組に当たっては、使用していない部屋・廊下の消灯を徹底する、コロナ対策としての必要以上の窓の開放を防止する、ブラインドを調整し日光等の自然熱を活用する、ファンコイル等暖房の設定をこまめに調整し過度な暖房を行わないなど、各庁において無理のない範囲での取組を求めるものであり、繰り返しになりますが、過度な節電により執務環境が悪化することのないように注意してください。